



第65回

定時株主総会招集ご通知

日時 平成25年6月25日（火）午前10時

場所 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

■ 招集ご通知

第65回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	2
第2号議案 取締役3名選任の件	3
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	5

(添付書類)

■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	6
2. 会社の株式に関する事項	13
3. 会社役員に関する事項	14
4. 会計監査人に関する事項	16
5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制	17
6. 会社の支配に関する基本方針	20
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	24

■ 連結計算書類

連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
連結株主資本等変動計算書	27
連結注記表	28

■ 計算書類

貸借対照表	34
損益計算書	35
株主資本等変動計算書	36
個別注記表	37

■ 監査報告書

連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	43
会計監査人の監査報告書 謄本	44
監査役会の監査報告書 謄本	45

株主各位

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
T O A 株 式 会 社
代表取締役社長 井谷 憲次

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none">● 報告事項<ul style="list-style-type: none">1. 第65期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件2. 会計監査人および監査役会の第65期連結計算書類監査結果報告の件● 決議事項<ul style="list-style-type: none">第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 取締役3名選任の件第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toa.co.jp/profile/ir/kabu.htm>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本において、財務体質の強化をはかるとともに、業績動向を勘案しつつ株主への利益還元をはかってまいります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額338,668,720円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日


第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井谷憲次氏、竹内一弘氏が任期満了となります。

つきましては、経営体制を充実強化するため、1名増員し、取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いたに けんじ 井谷 憲次 (昭和26年12月17日生)  重任	昭和51年5月 当社入社 平成12年4月 当社営業本部物流部長 平成13年10月 当社執行役員東日本営業統括部長 平成17年4月 当社執行役員ロジスティクス部長 平成17年6月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長 平成19年10月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長 平成20年6月 当社取締役、専務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任)	1,693,273株
2	たけうち かずひろ 竹内 一弘 (昭和33年7月26日生)  重任	昭和56年4月 当社入社 平成12年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長 平成15年4月 当社首都圏営業統括部長 平成15年11月 当社執行役員首都圏営業統括部長 平成16年10月 当社執行役員東日本営業統括部長 平成18年11月 当社執行役員営業本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員営業本部長 平成19年6月 当社取締役、執行役員営業本部長 平成22年4月 当社取締役、常務執行役員営業本部長(現任)	19,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>ほった まさと 堀田 昌人 (昭和33年7月18日生)</p>  <p>新任</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成12年4月 当社営業本部東京支店東京営業部長 平成13年4月 当社営業本部東京支店首都営業部長 平成13年10月 当社東日本営業統括部 担当部長 平成15年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長 平成17年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長 平成19年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長兼 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成20年6月 当社執行役員TOA (CHINA) LIMITED.社長兼 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成21年4月 当社執行役員海外営業本部中国・東アジア 営業部長兼TOA (CHINA) LIMITED.社長 兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成24年4月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア 事業部長兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 平成25年1月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア 事業部長 (現任)</p>	—

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
あしだ まさあき 芦田 正明 (昭和22年7月24日生)	昭和38年4月 山村硝子株式会社入社 昭和58年4月 山村硝子株式会社退社 昭和58年4月 ライフワークラボラトリー設立 主宰 昭和60年4月 ウェルネス研究所(改称) 所長 昭和63年6月 株式会社ウェルネス研究所(改組) 所長(現任) 平成24年6月 当社補欠監査役	—



- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者芦田正明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 芦田正明氏を、補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は人材開発におけるキャリア・コンサルタントとして豊富な経験を有しており、この経験を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。
4. 芦田正明氏が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災復興需要や年度末にかけての円安・株高の進行など、景況感に改善の動きがみえてまいりました。海外では、欧州債務問題や中国経済の減速などもあり依然不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、国内におきましては、ネットワークを利用した拡声、監視システムなど、音と映像の高度なソリューションの提供を進めてまいりました。

海外におきましては、商品企画から開発、生産、販売までを世界各地域で行う地域事業体制の強化を進めております。

これらの結果、売上高は37,017百万円（前連結会計年度比1,060百万円、2.9%増）となりました。

利益については、販売費及び一般管理費の増加はあったものの、売上高の伸張などにより営業利益は3,620百万円（前連結会計年度比220百万円、6.5%増）、経常利益は3,900百万円（前連結会計年度比430百万円、12.4%増）、当期純利益は2,428百万円（前連結会計年度比389百万円、19.1%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は25,713百万円（前連結会計年度比976百万円、3.9%増）、セグメント利益（営業利益）は5,771百万円（前連結会計年度比504百万円、9.6%増）となりました。

主に、街頭、学校、工場向けの監視カメラやデジタルレコーダーなどのセキュリティ設備、防災・減災のニーズに対応したホーンアレイスピーカーなどの緊急情報伝達システムが堅調に推移しました。利益面では、販売費及び一般管理費の増加はあったものの、売上高の伸張などにより、セグメント利益は増加しました。

(アメリカ)

売上高は2,134百万円（前連結会計年度比202百万円、10.5%増）、セグメント利益（営業利益）は△6百万円（前連結会計年度比35百万円減）となりました。

地域に密着した商品企画や販賣体制の再構築に取り組み、売上高は増加しましたが、営業費用の増加もありセグメント利益は減少しました。

(欧州・ロシア)

売上高は3,935百万円（前連結会計年度比109百万円、2.9%増）、セグメント利益（営業利益）は434百万円（前連結会計年度比85百万円、16.5%減）となりました。

欧州非常用規格「EN54」への適合を進めたことや、中近東、東欧、ロシアの営業力強化に注力したことにより、販売は堅調に推移しました。利益面では営業費用の増加や為替の円高の影響もありセグメント利益は減少しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は3,916百万円（前連結会計年度比543百万円、16.1%増）、セグメント利益（営業利益）は478百万円（前連結会計年度比54百万円、12.8%増）となりました。

インドネシア・ジャカルタ市に地域専用商品を扱う研究開発拠点を設立したほか、地域に密着した販売活動を行ったことなどにより売上高は増加しました。利益面では、営業費用の増加はありましたが、売上高の増加が固定費の増加を吸収し、セグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,317百万円（前連結会計年度比771百万円、36.9%減）、セグメント利益（営業利益）は7百万円（前連結会計年度比236百万円、97.0%減）となりました。

中国では官公庁需要の遅延の影響もあり、売上高は伸び悩みました。利益面では、売上高減少の影響を受けてセグメント利益は減少しました。

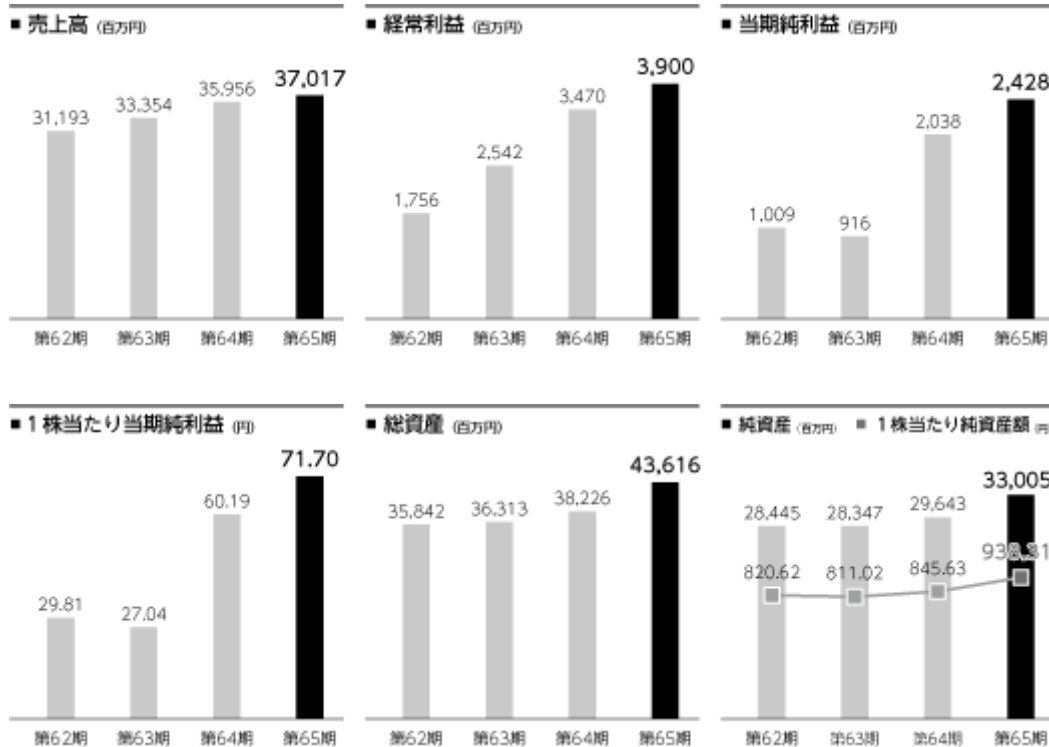
② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に海外および国内生産子会社の生産設備などの取得であります。この総額は763百万円であり、自己資金により充当しました。

③ 財産および損益の状況の推移

区 分	第62期 平成22年 3月期	第63期 平成23年 3月期	第64期 平成24年 3月期	第65期 (当連結会計年度) 平成25年 3月期
売上高 (百万円)	31,193	33,354	35,956	37,017
経常利益 (百万円)	1,756	2,542	3,470	3,900
当期純利益 (百万円)	1,009	916	2,038	2,428
1株当たり当期純利益 (円)	29.81	27.04	60.19	71.70
総資産 (百万円)	35,842	36,313	38,226	43,616
純資産 (百万円)	28,445	28,347	29,643	33,005
1株当たり純資産額 (円)	820.62	811.02	845.63	938.31

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。



④ 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、欧州債務問題の再燃懸念など先行きの不透明感があるものの、米国経済やアジア地域での緩やかな景気の回復傾向がうかがえます。また、わが国経済は、「緊急経済対策」により先行きの景況感に明るさがみられますが、国内での設備投資の回復はまだみえていない状況にあります。

このような環境のもと、海外市場では、世界各地域でのニーズに合致した商品をスピーディーに市場投入できるよう、商品企画から開発、生産、販売までを地域で主体的に実施できる体制を強化してまいります。国内市場では、高まる防災・減災ニーズに対し、当社の持つ音響・映像・ネットワーク技術を活かし、人々の安全・安心に寄与できる製品開発を進めるなど、高度なソリューションを要求されるお客さま・市場に対し、的確なソリューションを継続して創造・提供していけるよう注力してまいります。

生産面においては、生産部品の標準化やグローバル調達を拡充し、商品の信頼性を高め、調達コストの削減などにより利益の確保に努めてまいります。

⑤ 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	セキュリティ関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーベック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理・運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 3,500千	100%	米国における鉄道車両関連機器の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	65% (65%)	南アフリカ共和国およびアフリカ大陸南部における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	中国・香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US\$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	51%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD.	RM 1,000千	51% (51%)	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	25% (25%)	インドネシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.	RP 7,440百万	47% (47%)	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	セキュリティ関連製品の生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 当社の出資比率欄の()内は、間接出資比率を内数として表示しております。

2. TOA Communication Systems, Inc. は、平成24年11月26日付でUS\$1,000千(当社出資比率100%)増資し、資本金は上記のとおりとなっております。

⑥ 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

拡声放送機器、プロサウンド機器、通信機器、映像機器、その他情報伝達機器の製造・販売を主な事業としており、各事業別の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主要な製品	
■ 音響事業	拡声放送機器	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、会議・議場放送システム、鉄道車両案内放送システム
	プロサウンド機器	プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム
	通信機器	インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム
■ セキュリティ事業 映像機器	監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、ビデオスイッチャー等)	
■ その他	音ソフト制作、消音他	

⑦ 主要な営業所および工場 (平成25年3月31日現在)

- (1) 当 社
- | | |
|-----------|--------------------------------------------|
| 本 社 | (神戸市……………海外営業・管理部門) |
| 宝 塚 事 業 場 | (兵庫県宝塚市…生産・開発部門) |
| 国内販売事業所 | (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市を主拠点とし全国33営業所) |
- (2) 子会社
- | | |
|---------------|----------------------------------------------|
| 国内生産拠点 | アコース株式会社 (滋賀県米原市)、
タケックス株式会社 (佐賀県武雄市) |
| 国内エンジニアリング等拠点 | TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、
株式会社ジーバック (神戸市) |

海外販売拠点	TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、 TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD. (マレーシア)、 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)
海外生産拠点	PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、 PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. (インドネシア)、 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、 得技電子 (深圳) 有限公司 (中国)

⑧ 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
当 社	761名	15名増
国内生産拠点	251名	10名減
国内エンジニアリング等拠点	131名	3名増
海外販売拠点	357名	23名増
海外生産拠点	1,473名	26名増
合 計	2,973名	57名増

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
761名	15名増	41.7歳	17.4年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除き、子会社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

⑨ 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	25百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	344百万円
インドネシアみずほコーポレート銀行	95百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 33,866,872株 (自己株式669,763株を除く)
- ③ 株主数 3,629名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,699千株	7.97%
T O A 取引先持株会	2,267	6.70
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.91
井谷憲次	1,693	5.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,681	4.96
シスメックス株式会社	1,457	4.30
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,221	3.61
株式会社三井住友銀行	1,188	3.51
井谷博一	993	2.93

(注) 持株比率は、自己株式数 (669千株) を控除して算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成25年3月27日付で、自己株式1,000,000株を消却しました。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井 谷 憲 次	
取 締 役 (常務執行役員)	竹 内 一 弘	営業本部長
取 締 役 (常務執行役員)	増 野 善 則	海外事業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	畠 中 敏 彦	セキュリティ開発本部長兼オーディオ開発本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	寺 前 順 一	SCM本部長
監 査 役 (常 勤)	西 川 寿 生	
監 査 役	安 藤 猪 平 次	六甲法律事務所 所長
監 査 役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長

- (注) 1. 監査役安藤猪平次氏および小林茂信氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役安藤猪平次氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、監査役安藤猪平次氏が所長を務める六甲法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 5. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 6. 監査役安藤猪平次氏および小林茂信氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 7. 監査役安藤猪平次氏および小林茂信氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
増 野 善 則	取締役 常務執行役員 海外事業本部長	取締役 常務執行役員 海外事業本部長 兼アメリカ事業部長	平成25年1月1日

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役	5	91
(うち社外取締役)	(-)	(-)
監 査 役	3	29
(うち社外監査役)	(2)	(9)
合 計	8	121

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	安 藤 猪 平 次	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 林 茂 信	当事業年度開催の取締役会16回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が法令および定款を順守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会は企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。

監査室は、コンプライアンス部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスクマネジメント委員会が行うものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。
- (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- (iii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、グループ企業倫理規範を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、グループ会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部監査を行うものとする。
- (ii) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス部に報告するものとする。
監査室またはコンプライアンス部は直ちに取締役会および監査役会に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。

-
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

監査室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- 7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。

- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して各取締役および必要な従業員からの個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

6. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。したがって、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

② 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和9年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。TOAグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

TOAは、世界でも稀な“音”の専門メーカーです。音響事業では、駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内でシェア90%以上を確保し、海外でも英国ヒースロー空港など多くの空港への納入実績があります。

セキュリティ事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がっています。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、このような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

(i) 情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

(ii) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(iii) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが順守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを順守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、取締役会決議により導入されたものですが、株主の皆さまに本対応方針を継続するご意思を確認させていただくため、平成23年6月28日開催の第63回定時株主総会において付議され、承認可決されております。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主への利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、また、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

● 連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,543
現金及び預金	11,918
受取手形及び売掛金	8,734
有価証券	1,900
商品及び製品	5,921
仕掛品	1,152
原材料及び貯蔵品	1,948
繰延税金資産	725
その他	401
貸倒引当金	△158
固定資産	11,072
有形固定資産	6,895
建物及び構築物	2,956
機械装置及び運搬具	306
工具器具及び備品	417
土地	2,505
リース資産	121
建設仮勘定	588
無形固定資産	830
のれん	325
ソフトウェア	264
ソフトウェア仮勘定	73
その他	167
投資その他の資産	3,347
投資有価証券	2,868
長期貸付金	6
繰延税金資産	87
その他	472
貸倒引当金	△88
資産合計	43,616

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,992
支払手形及び買掛金	4,094
短期借入金	515
リース債務	64
未払法人税等	985
賞与引当金	137
製品保証引当金	159
その他	2,035
固定負債	2,619
リース債務	122
退職給付引当金	1,833
その他	663
負債合計	10,611
純資産の部	
株主資本	32,042
資本金	5,279
資本剰余金	6,866
利益剰余金	20,284
自己株式	△388
その他の包括利益累計額	△264
その他有価証券評価差額金	1,252
為替換算調整勘定	△1,517
少数株主持分	1,228
純資産合計	33,005
負債純資産合計	43,616

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● **連結損益計算書** (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,017
売上原価		19,550
売上総利益		17,466
販売費及び一般管理費		13,845
営業利益		3,620
営業外収益		
受取利息及び配当金	60	
雑収入	255	316
営業外費用		
支払利息	17	
雑損失	18	36
経常利益		3,900
税金等調整前当期純利益		3,900
法人税、住民税及び事業税	1,454	
法人税等調整額	△164	1,290
少数株主損益調整前当期純利益		2,610
少数株主利益		181
当期純利益		2,428

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● 連結株主資本等変動計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	5,279	6,866	19,113	△967	30,292
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△677		△677
当期純利益			2,428		2,428
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の消却			△580	580	—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,170	578	1,749
平成25年3月31日残高	5,279	6,866	20,284	△388	32,042

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
平成24年4月1日残高	601	△2,253	△1,651	1,002	29,643
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△677
当期純利益					2,428
自己株式の取得					△1
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	651	735	1,387	225	1,612
連結会計年度中の変動額合計	651	735	1,387	225	3,362
平成25年3月31日残高	1,252	△1,517	△264	1,228	33,005

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

(国内) アコース(株)、タケックス(株)、

TOAエンジニアリング(株)、(株)ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA Communication Systems, Inc. [米国]

TOA CANADA CORPORATION [カナダ]、TOA CORPORATION (UK) LIMITED [英国]

TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]

TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED [南アフリカ共和国]

TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港]

TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. [タイ]

TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]、TOA ELECTRONICS (M) SDN.BHD. [マレーシア]

PT. TOA GALVA PRIMA KARYA [インドネシア]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア]

PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. [インドネシア]、TOA VIETNAM CO.,LTD. [ベトナム]

得洋電子工業股份有限公司 [台湾]、得技電子(深圳)有限公司 [中国]

(2) 主要な非連結子会社

非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社 なし

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) 及び関連会社 (池上金属(株)) は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社19社で、いずれも決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権及び債務

：時価法

③ たな卸資産

評価基準は、当社及び国内連結子会社においては原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外連結子会社においては低価法によっております。

商品（在外販売子会社）：主として先入先出法

製 品：主として月次総平均法

仕掛品及び原材料：総平均法（ただし、一部仕掛品については個別法、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）：定率法（ただし、当社及び国内連結子会社の建物・建物附属設備、在外連結子会社については定額法）

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

リース取引に係るリース資産）

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

：定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、国内連結子会社において、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 製品保証引当金：製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績及び個別の見積りに基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。
なお、国内連結子会社及び在外連結子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,598百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額
該当事項はありません。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 34,536,635株
2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	338	10.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日
平成24年11月1日 取締役会	普通株式	338	10.00	平成24年 9月30日	平成24年 12月4日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	338	10.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月26日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信対策報告システムに沿って、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、1年以内であります。

なお、外貨建て営業債権債務は為替の変動リスクにさらされており、これを回避する目的で、一部デリバティブ取引（先物為替取引）を行っております。

デリバティブ取引については、リスク管理方針により投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	11,918	11,918	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,734	8,734	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,709	4,709	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,094)	(4,094)	—
(5) 短期借入金	(515)	(515)	—
(6) 未払法人税等	(985)	(985)	—
(7) デリバティブ取引（※2）	(1)	(1)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は全て譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券は全て株式であるため、時価は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約取引について、時価の算定方法は、先物為替相場によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社及び関連会社株式	3
非上場株式	55
合計	59

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額 938円31銭

1 株当たり当期純利益 71円70銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 連結注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	20,794	流動負債	4,042
現金及び預金	6,010	支払手形	13
受取手形	1,699	買掛金	1,739
売掛金	6,121	短期借入金	25
有価証券	1,900	リース債務	7
製品	3,322	未払金	555
仕掛品	742	未払法人税等	742
原材料及び貯蔵品	335	未払費用	739
前払費用	100	製品保証引当金	120
繰延税金資産	434	その他	98
未収入金	163	固定負債	2,128
その他	93	リース債務	23
貸倒引当金	△128	長期預り金	438
固定資産	11,048	長期未払金	1
有形固定資産	4,617	退職給付引当金	1,581
建物	2,188	繰延税金負債	49
構築物	18	資産除去債務	34
機械装置	3	負債合計	6,170
工具器具及び備品	137	純資産の部	
土地	2,230	株主資本	24,420
リース資産	21	資本金	5,279
建設仮勘定	19	資本剰余金	6,808
無形固定資産	350	資本準備金	6,808
電話加入権	25	利益剰余金	12,720
ソフトウェア	189	利益準備金	679
ソフトウェア仮勘定	73	その他利益剰余金	12,040
その他	61	別途積立金	2,930
投資その他の資産	6,081	繰越利益剰余金	9,110
投資有価証券	2,865	自己株式	△388
関係会社株式	2,220	評価・換算差額等	1,252
関係会社出資金	597	その他有価証券評価差額金	1,252
敷金	187		
長期前払費用	16		
その他	283		
貸倒引当金	△88		
資産合計	31,843	純資産合計	25,673
		負債純資産合計	31,843

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● 損益計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,379
売上原価		16,652
売上総利益		12,726
販売費及び一般管理費		10,269
営業利益		2,457
営業外収益		
受取利息及び配当金	178	
雑収入	229	407
営業外費用		
支払利息	4	
雑損失	12	16
経常利益		2,847
税引前当期純利益		2,847
法人税、住民税及び事業税	953	
法人税等調整額	△121	831
当期純利益		2,015

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● 株主資本等変動計算書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
平成24年4月1日残高	5,279	6,808	6,808	679	2,930	8,352	11,962
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△677	△677
当期純利益						2,015	2,015
自己株式の取得							
自己株式の消却						△580	△580
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	757	757
平成25年3月31日残高	5,279	6,808	6,808	679	2,930	9,110	12,720

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成24年4月1日残高	△967	23,083	601	601	23,684
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△677			△677
当期純利益		2,015			2,015
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の消却	580	—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			651	651	651
事業年度中の変動額合計	578	1,336	651	651	1,988
平成25年3月31日残高	△388	24,420	1,252	1,252	25,673

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

● 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品：月次総平均法

仕 掛 品：個別法

原 材 料：総平均法（ただし、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備含む)：定額法

建 物 以 外：定率法

(会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

リース取引に係るリース資産)

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

：定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品保証引当金：製品の無償修理費用に備えるため、個別の見積りに基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,455百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額
該当事項はありません。
3. 偶発債務
保証債務
関係会社の銀行借入金に対し、次の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額 (外貨額)	被保証債務の内容
TOAエンジニアリング(株)	50百万円	銀行の借入保証
得技電子(深圳)有限公司	34百万円 (US\$ 370千)	銀行の借入保証
	37百万円 (RMB 2,500千)	
TOA Communication Systems, Inc.	150百万円 (US\$ 1,600千)	銀行の借入保証
計	273百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,570百万円
長期金銭債権	183百万円
短期金銭債務	1,514百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	5,678百万円
仕入高等	14,924百万円
営業取引以外の取引高	169百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	669,763株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		
たな卸資産		93百万円
製品保証引当金		45百万円
未払事業税額		73百万円
未払費用		175百万円
貸倒引当金		75百万円
退職給付引当金		562百万円
資産除去債務		12百万円
投資有価証券評価損		70百万円
減損損失		1百万円
その他		3百万円
繰延税金資産	小計	1,114百万円
評価性引当額		△86百万円
繰延税金資産	合計	1,028百万円

(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金		639百万円
その他		3百万円
繰延税金負債	合計	643百万円
繰延税金資産の純額		384百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率		38.0%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目		0.5%
永久に益金に算入されない項目		△2.0%
住民税均等割額		1.7%
試験研究税制		△8.8%
その他		△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		29.2%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

1. リース資産の内容

有形固定資産

主として管理用設備（工具器具及び備品）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	工具器具及び備品
取得価額相当額	16百万円
減価償却累計額相当額	12百万円
期末残高相当額	3百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	2百万円
1 年 超	1百万円
計	3百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しております。

(3)当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高
子会社	アコース(株)	所有 直接 100%	当社製品の 製造委託	音響機器の仕入 (注) 1	製品仕入 4,162	買掛金	361
	TOA エンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社製品の 販売・設計 ・施工	音響・セキュリティ 機器のエンジニアリング および施工 (注) 1	製品仕入 2,053	買掛金	505
	TOA Electronics Europe G.m.b.H.	所有 直接 100%	当社製品の 販売	音響・セキュリティ 機器の販売 (注) 2	製品売上 1,781	売掛金	355
	TOA ELECTRONICS PTE LTD	所有 直接 51%	当社製品の 販売	音響・セキュリティ 機器の販売 (注) 2	製品売上 1,218	売掛金	350

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の仕入価格については毎期、市場価格から算定した価格並びに子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。
2. 当社製品の売上価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	758円06銭
1株当たり当期純利益	59円51銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

Ｔ Ｏ Ａ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人
トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＡ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

T O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中有限責任監査法人
トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本健一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A 株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 西川 寿 生 ㊟

社外監査役 安藤 猪 平 次 ㊟

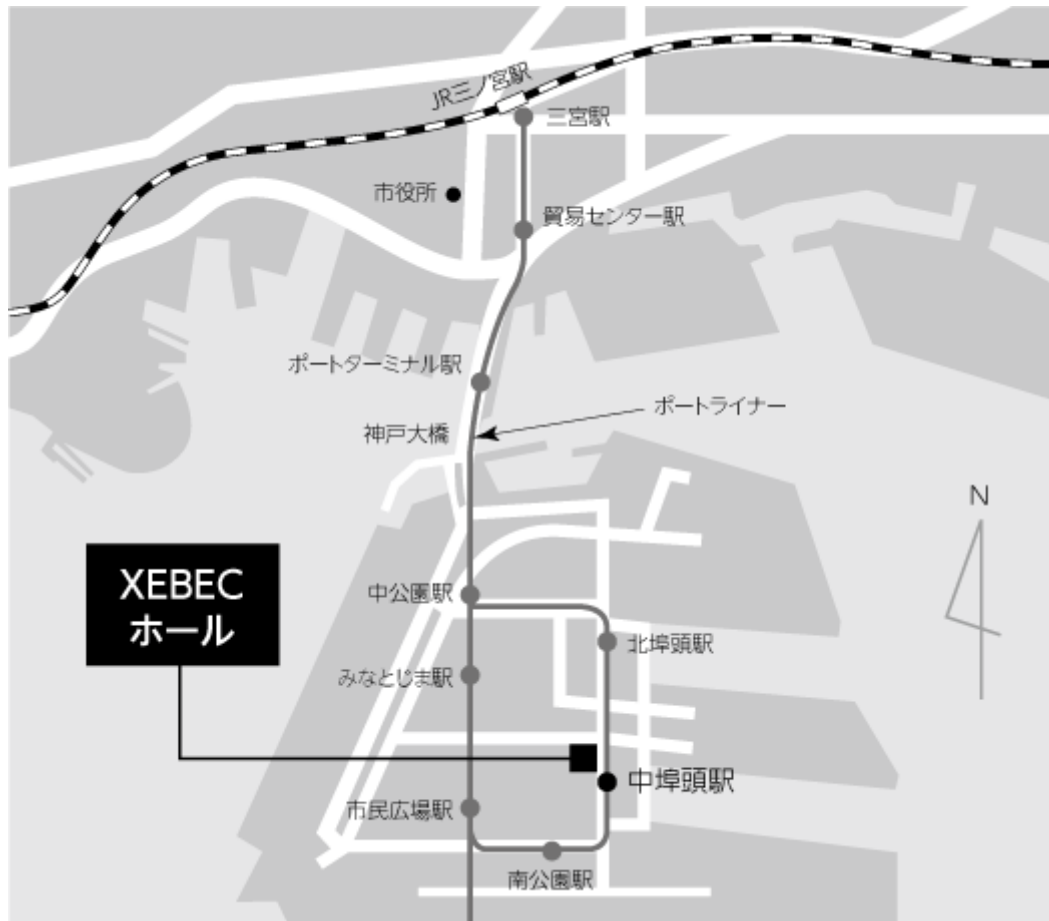
社外監査役 小 林 茂 信 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）「中埠頭駅」下車
西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。